4　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、２の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5　承認番号の表示

２の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6　承認の取消

委員会は、２の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7　操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8　操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

| 区域 | 漁法 | 期間 |
|---|---|---|
| A海域<br>北緯三十四度四十分四十．三秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域 | 浮縄 | 令和八年五月一日から十二月九日まで及び令和九年三月二十一日から四月三十日まで |
| | 底縄 | 令和八年五月一日から八月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで |
| B海域<br>次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。<br>一　東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線<br>二　A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線 | 浮縄 | 令和八年五月一日から十一月三十日まで及び令和九年三月二十一日から四月三十日まで |
| | 底縄 | 令和八年五月一日から八月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで |
| C海域<br>規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域 | 浮縄 | 令和八年五月一日から九月三十日まで及び令和九年三月二十一日から四月三十日まで |
| | 底縄 | 令和八年五月一日から九月三十日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで |
| D海域<br>次に掲げる線によって囲まれた海域<br>一　北緯三十三度四分の線<br>二　北緯三十三度三十分の線<br>三　東経百二十九度十分の線<br>四　東経百二十九度二十分の線 | 浮縄 | 令和八年五月一日から十月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで |
| | 底縄 | 令和八年五月一日から十月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで |
| E海域<br>次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域<br>一　長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線<br>二　長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線<br>三　長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線 | 浮縄 | 令和八年五月一日から十一月五日まで及び令和九年四月六日から四月三十日まで |
| | 底縄 | 令和八年五月一日から十一月五日まで及び令和九年四月六日から四月三十日まで |

（表中の緯度・経度は日本測地系）

9　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10　漁獲成績報告書

２の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年五月一日から令和九年五月三十一日までとする。